

Date: Tue, 08 May 2007 18:24:25 +0900

From: 渉外 担当 <syougai@soumu.go.jp>

Subject: (総務省) RE: 恩給法の矛盾・国家の誠意等の件

To: hiromichi@mue.biglobe.ne.jp

井上様

井上様からいただいたご意見メールについて、お答えします。

旧軍人の最短恩給年限（年金恩給が支給されるための最短の必要在職年数）については、沿革的には、明治時代にヨーロッパの恩給制度を参考として11年と定められ、その後、昭和8年の法改正により下士官以下は1年延長され12年（准士官以上は2年延長され13年）となったものです。

また、最短恩給年限に達しない者には、在職期間に応じた一時金である一時恩給が支給されます。

恩給の対象となるべき身分、年限等は制度の基本であり、また戦後60年以上を経ていることから、現時点においてこれを変更することは、適当ではないと考えています。

総務省